

納税準備預金

平成25年 1月 1日現在

商品名	納税準備預金
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人のお客様は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となり、法人のお客様は総合課税となります。（ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合員である場合には、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において同法に定める一定金額以下であれば所得税はかかりません。）
手数料	_____
付加できる特約事項	_____
中途解約時の取扱い	_____
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

預-5

広告等承認24-33号